

担い手通信 第1号

【令和2年度】
令和2年6月発行

浜松市担い手育成総合支援協議会
(事務局) 浜松市 農業振興課



いまいきファーマーロゴマーク

○浜松市担い手育成総合支援協議会は、平成18年に認定農業者等の担い手を支援し、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の具体化に向け経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成することを目的として設立されました。

○浜松市内の認定農業者数は、令和2年3月末現在 **1,154** 経営体です。
(中・東・南区 117 / 西区 252 / 北区 607 / 浜北区 114 / 天竜区 64)

○お知り合いに認定農業者になりたい方、ご興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、農業振興課の下記窓口をご紹介ください。

● CONTENTS ●

- | | | |
|---|--------------------------|-------|
| 1 | 浜松市認定農業者協議会からの報告 | P2~P5 |
| 2 | 「スマート農業推進事業費補助金」への事業申請募集 | P6~P7 |
| 3 | 台風等で被災された農業者の方へのお願い | P7 |
| 4 | 農業者年金に加入しましょう | P8 |

今年も台風等の災害が危惧されています
施設の管理や保証制度の加入など、早めの対策をしましょう！

● 浜松市担い手育成総合支援協議会 ●

<中・東・西・南区>	農業振興課	担い手支援グループ	(浜松市役所内)	TEL: 053-457-2331
<北区>	農業振興課	北部農業グループ	(北区役所内)	TEL: 053-523-1113
<浜北区>	農業振興課	浜北農業グループ	(浜北区役所内)	TEL: 053-585-1117
<天竜区>	農業振興課	天竜農業グループ	(天竜区役所内)	TEL: 053-922-0030

1 浜松市認定農業者協議会からの報告

浜松市認定農業者協議会
会長 鈴木 雅清

令和元年度 浜松市認定農業者協議会の活動報告について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

会員の皆様におかれましては、日頃より当協議会の活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、令和元年度の主な活動内容を報告いたしますのでご確認ください。

また、地域農業の課題や要望等がございましたら、同封のチラシで当協議会の事務局へご意見をお寄せください。

今後とも当協議会の活動にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】 浜松市認定農業者協議会事務局（浜松市農業振興課内）

電 話 053-457-2331

F A X 050-3737-9278

E-mail noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市認定農業者協議会 ホームページのご案内

当協議会の活動は、ホームページでも紹介しています。

市内の農業関係の情報も掲載していますので、ぜひご確認ください。

- ・ホームページアドレス … <https://www.ninteikyo.com>
- ・「浜松市 認定協」で検索してもヒットします。
- ・ホームページには、このQRコードからもアクセス可能です。→



当協議会には、市内の認定農業者であればどなたでも入会することができます。

未加入の皆様は、ぜひお近くの農業振興課の窓口へお問い合わせください。

【問合せ先】 浜松市 農業振興課

＜本部、中央・西支部＞ 担い手支援グループ TEL 053-457-2331

＜細江・引佐・三ヶ日・北支部＞ 北部農業グループ TEL 053-523-1113

＜浜北支部＞ 浜北農業グループ TEL 053-585-1117

＜天竜支部＞ 天竜農業グループ TEL 053-922-0030

農林水産省との意見交換会（浜松）

実施日：令和元年9月26日（木） クリエイト浜松（中区早馬町）

内 容：鈴木雅清会長・鈴木健次副会長の圃場視察、農水省・関東農政局職員との意見交換

認定協出席者：本部役員・顧問8名、事務局6名

テーマと内容：

（1）農地の利用方法の制限緩和

農水省は平成31年3月7日付け通知で、施設園芸用地等において農地に形質変更を加えずに栽培用資材等を設置して農作物の栽培を行っている土地や、農地をコンクリート等で地固めした場合であってもその農地の農作物の栽培のために設置することが不可欠な通路・設備等を設置している用地部分については、全体を農地法上の農地として取り扱って差し支えないとしているとの説明がありました。

※実際は、規模、使用方法や他の法令の影響等により一律の対応は難しいため、農地利用課へ事前に個別相談してください。

（2）農地の細分化の防止

農地所有者の遺産相続に伴う財産分与により、農地の賃貸借契約の手間が増えたり、締結が困難になる場合があります。農水省でも、同様の事例や所有者不明農地の増加を危惧しており、農地に関する贈与税・相続税の納税猶予（相続者が1名で営農継続した場合はそのまま免除される）等の制度をもっと周知する必要があると考えているとの説明がありました。

また、人・農地プランの実質化を2年という短期間で進めているのもこの危機感があるためで、まずはそれぞれの地域で農地の課題の把握や共有を進めてもらいたいとのことでした。

（3）農家後継者への支援

農水省からは、全国的には農業次世代人材投資資金（経営開始型）の半数は経営分離した農家後継者が活用している実態があること、給付型支援に対しては国の事業評価レビューで厳しい評価となっていることの説明がありました。

また、子息を他家に出して農の雇用事業を活用しながら一人前に育ててもらおうといった方法や、法人化・多角化を伴う事業承継計画に関するパンフレットを省内で作成中であることなどの説明がありました。



意見交換会の様子

農林水産大臣への表敬訪問（東京）

実施日：令和2年2月13日（木） 農林水産省本省（東京都千代田区霞ヶ関）

内 容：江藤拓農林水産大臣表敬、藤木眞也農林水産大臣政務官表敬、農水省職員との意見交換

認定協出席者：本部役員・顧問6名、事務局1名、オブザーバー（県職員）1名

テーマと内容：

（1）多様な担い手の育成支援について

シルバー人材の就農支援の要望に対しては、農水省から、50代の早期退職者等が就農のための研修を行う場合に研修機関へ助成を行う国の補正予算事業について説明がありました。

なお、新規就農者に対する支援としては、3,700万円の融資制度（農業用、ただし農地取得には使えない）を設けており、条件付きで65歳まで活用可能との説明がありました。

また、経営継承については給付金とは別の枠組みによる支援を検討するとのことでした。

（2）経営安定化のための農地の購入支援について

農業振興公社を介した農地の購入については、制度上は公社から最長10年の分割購入も可能にしているとのことでした。また、購入時のスーパーL資金の活用や、利用権の設定時は上物施設の耐用年数を考慮すること等のアドバイスをいただきました。

（3）荒廃農地等利活用促進交付金の復活について

この交付金は、平成29年度の全国の執行率が61%と低く、平成30年度限りで廃止された経緯があり、国事業としての復活は困難であるため、既存の別事業や各県・市町独自の事業を活用いただきたいとの回答でした。

（4）汎用性のある農業用機械の導入支援について

以前の国事業（経営体育成支援事業）では、フォークリフトやバックホウ等の汎用性を有する機械が認められない時期もありましたが、現在の国事業（強い農業・担い手づくり総合支援事業）では、「農作業の期間内に他用途に使用されないもの」で、「市町が適正利用を確認できるもの」であれば補助対象として認められるとの回答でした。

※対象外となるケースもあることから、補助事業の活用を希望する場合は農業振興課へ個別相談してください。

（5）牛マルキンの戻しについて

牛マルキンの毎年戻しは、保険設計上の安定運用の観点から不可能との回答でした。



江藤大臣表敬の様子



藤木政務官表敬の様子

第22回全国農業担い手サミット in しずおか 西部地域交流会

全体会：令和元年12月5日（木） グランシップ（静岡市）

情報交換会：令和元年12月5日（木） ホテルコンコルド浜松

現地研修会：令和元年12月6日（金） 浜松市内8コース、湖西市内1コース

助成対象人数（市内担い手）：全体会31名、情報交換会102名、現地研修会150名

概要：

本県でのサミット開催は、平成16年9月の「第7回全国認定農業者しずおかサミット in 浜松」以来2回目です。西部地域では、県西部農林事務所が事務局を務める運営委員会を中心に約1年をかけて準備を進めました。当協議会は、各支部で8コースの現地研修会を運営し、全国から約300名を受け入れるとともに、おもてなしを担当する地元担い手の費用の一部を負担しました。

今回のサミットは、最初に全体会の式典が静岡市内で皇族のご臨席のもと約2,200名の規模で開催されました。その後、参加者は県内7地域に分散し、各地域の地域交流会に出席しました。



【情報交換会】

ホテルコンコルド浜松「雲海の間」を貸し切り、参加者、地元担い手、関係者の約500名で賑やかに開催されました。

ステージでは青龍太鼓や徳川武将隊の殺陣が披露され、全国からの来訪者に浜松市と地元担い手のパワーを存分に感じていただきました。

【現地研修会】

全てのコースで実施した昼食交流会では、全国からの参加者と地元担い手による活発な意見交換がテーブルごとに行われ、参加者アンケートでも大好評でした。



2 「スマート農業推進事業費補助金」への事業申請募集

浜松市におけるスマート農業の普及促進と農業者の所得向上・農業産出額の向上を図り、「もうかる農業」を実現させるため、認定農業者による先進的栽培技術設備等の購入に補助金を支給します（補助事業への採否は審査により決定します）。

現在、令和2年度の事業申請を募集しています。ご応募いただいた事業は、審査会での審議の後、予算の範囲内で採否ならびに助成金額を決定します。

詳しくは、浜松市ホームページ（https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nousei/portal/smartagri_hojo.html）またはサイト内検索で「スマート農業」をご確認ください。

【補助金の申請資格】

「浜松市の認定農業者」または「浜松市の認定農業者3人以上で構成された農業者団体」

【補助対象経費の概要】

「AI機能・IoT機能が搭載されたスマート農業機器の購入」を念頭に、主に次のような経費を補助対象とします。なお、補助対象になる機器等の具体的なイメージが掴みにくい場合は、農林水産省のスマート農業技術カタログも参考としてください（https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/smart_agri_technology/smartagri_catalog.html）。農林水産省のスマート農業技術カタログに掲載されている機器等であれば原則として補助対象になります。

①	野菜や花き等の周年・計画生産を行う、高度な環境制御が可能な太陽光利用型植物工場に近い栽培形態にするために必要な統合環境制御装置及び養液栽培システム等の導入設置費用
②	生産に必要な測定値をパソコン又はスマートフォンで確認できるシステムの導入設置費用（パソコン、タブレット、スマートフォン本体は補助対象外）
③	自動走行農業機械、農業用アシストスーツ、自動判別装置が組込まれた収穫機・選果機等の導入設置費用
④	本市の検証により、農業経営に資すると認められた技術に必要な機械・設備等の導入設置費用
⑤	国及び農林水産省が所管する国立研究開発法人、大学等研究機関並びに都道府県が開発又は検証がなされている技術であって、栽培に必要な機械・設備等の導入設置費用

【補助対象となる機器の例】

- 自動操舵機能付きのトラクター
- 農薬等散布・生育監視用のドローン
- センサーとAIを活用した圃場情報分析システム
- 自律走行機能付きの運搬支援ロボット
- 温度・湿度・光環境・炭酸ガス環境などの統合的な制御装置
- IoTを活用した水田用水管理システム

【補助金額】

- 補助対象経費の2分の1以内の額（上限600万円）とし、予算の範囲内で決定します。

【申し込み方法】

- 郵送または持ち込みにて、必要書類を農業水産課に提出してください。
- 受付期限：令和2年7月15日（水） 午後5時00分まで

＜受付場所・問い合わせ先＞

浜松市産業部 農業水産課 次世代農業推進グループ 担当：鈴木、松尾
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2（浜松市役所 本館6階）
電話：053-457-2328 FAX：053-457-2214
E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 台風等で被災された農業者の方へのお願い

台風等の災害により被害を受けた場合は、片付ける前に、被害を受けた農作物、農作物の生産・加工に必要な施設・機械など被害状況のわかる写真を詳細に撮っておくようにしましょう。被災証明を申請する場合等に必要となります。

《問い合わせ先》 浜松市 産業部 農業振興課

＜中・東・南・西区＞

生産環境グループ

中区元城町103-2（市役所本館6階）

電話：457-2332

＜北区＞ 北部農業グループ

北区細江町気賀305（北区役所3階）

電話：523-1113

＜浜北区＞ 浜北農業グループ

浜北区貴布祢3000（浜北区役所3階）

電話：585-1117

＜天竜区＞ 天竜農業グループ

天竜区二俣町二俣481（天竜区役所 別館3階）電話：922-0030

4 農業者年金に加入しましょう

農業者年金に少しでもご興味ございましたら、パンフレットなどをお送りします！
お宅へ説明にお伺いすることもできます！お気軽にお問い合わせください。

- メリット ●
 - ① 節税に大変有利！
 - ⇒保険料が全額、所得税・市県民税の社会保険料控除の対象になります。
 - 保険料は、加入者が月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に選択する事ができ、いつでも見直しが可能です。
 - (例) 年間24万円保険料を支払って、税率が15%の場合、3万6千円節税
 - ② 手数料が引かれない
 - ⇒年金の運用や管理費用は、国が負担するため、手数料が引かれません。
 - ③ 保険料の補助制度がある
 - ⇒40歳未満の認定農業者、後継者の方などに、補助制度があります。
 - ④ 農業者のための年金
 - ⇒国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事し、20歳～60歳未満の農業者なら、誰でも加入できます。
 - (国民年金の付加年金にも加入が必要 月額400円納付)
 - ⇒ただし、国民年金基金、iDeCo(個人型確定拠出年金)とは、重複加入できません。
 - ⑤ 死亡一時金
 - ⇒加入者及び受給者が80歳までに死亡した場合、生計を一にする遺族に一時金として支給されます。

■問い合わせ先■

浜松市 農業委員会事務局
中、東、西、南区
北区
浜北、天竜区

電話：053-457-2481
電話：053-523-3106
電話：053-585-1118